

平成20年6月2日

各 位

三菱UFJ信託銀行株式会社

米国の財産に係る遺言執行・遺産整理業務に関する ファースト・ハワイアン・バンクとの業務提携について

三菱UFJ信託銀行株式会社(取締役社長 上原治也)は、平成19年5月に取り扱いを開始した日本人の遺言執行・遺産整理業務「海外相続サポート」に関し、ハワイ州で最も古い歴史を持つ、ファースト・ハワイアン・バンク(社長兼CEO Donald G. Horner)と業務提携契約を締結し、本日より業務の取り扱いを開始いたしますのでお知らせいたします。

1. 背景・目的

近年のグローバル化の進展に伴い、日本国内のみならず米国に財産を保有する日本人は年々増加してきておりますが、米国における財産の承継・相続手続きは、被相続人の死亡と同時に相続人・受遺者が財産を承継する日本の制度とは大きく異なるため、相続人にとって大きな負担となっております。このような背景のもと、三菱UFJ信託銀行では平成19年5月にノーザン・トラスト・カンパニーと提携、本年2月にはユニオン・バンク・オブ・カリフォルニアと提携し、日本のお客さまに米国における遺言執行・遺産整理サービスである「海外相続サポート・サービス」を提供してまいりました。

今般、日本人のお客さまの資産保有が多く見込まれるハワイ州およびグアム・サイパン地域において地元に密着したネットワークを持つファースト・ハワイアン・バンクと業務提携することによって、米国本土のみならず、太平洋地域のネットワークを拡充し、多様化するお客さまの財産・承継ニーズに応えてまいります。

2. ファースト・ハワイアン・バンクについて

ファースト・ハワイアン・バンクは今年創立150周年を迎えるハワイで最も歴史の古い金融機関であり、ハワイで最良の格付けを受けるハワイ最大の総資産と総預金残高を持つ銀行です。同行はハワイ、グアムおよびサイパンに合計63店舗を有しています。

ファースト・ハワイアン・バンクは日本営業部を始め、パーソナルバンキング、プライベートバンキング部門に日本語に堪能な専門家を抱え、日本の法人や個人のお客さまの預金から資産運用、信託業務まで幅広いサービスを提供しています。

以 上